

狭山台北小学校
跡利用計画

平成23年4月

狭山市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 跡施設の概要	2
1 施設の所在地等	2
2 施設の種類と規模	3
第3章 跡利用の基本方針	4
第4章 跡利用計画	5
1 跡利用の前提条件	5
2 跡利用のコンセプトとゾーニング	5
3 ゾーン別利用計画	8
第5章 跡施設の改修計画	12
1 跡施設の改修計画	12
2 跡施設の改修経費	17
第6章 跡利用施設の管理運営計画	18
1 管理運営主体	18
2 管理運営方法	19
第7章 今後の進め方	20
(添付資料) 計画配置図・平面図	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

狭山市教育委員会では、小中学校の規模と配置の適正化を図るため、児童生徒数の動向等を踏まえて「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する方針」を平成19年9月に策定するとともに、この方針に基づき、「狭山台地区の小学校の統廃合に関する計画」を平成21年1月に策定し、これらに基づき、狭山台地区の2つの小学校（狭山台南小学校、狭山台北小学校）を統合し、新たに狭山台小学校を平成22年4月に開校いたしました。

統合後の狭山台小学校は、狭山台南小学校に置かれたことから、狭山台北小学校は学校としての用途は廃止されました。

これに関して、狭山台北小学校については、まとまった規模を有する公共財産として、有効利用を図っていく必要があります。

そこで、狭山台北小学校の跡施設の具体的な利用方法等を内容とする跡利用計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

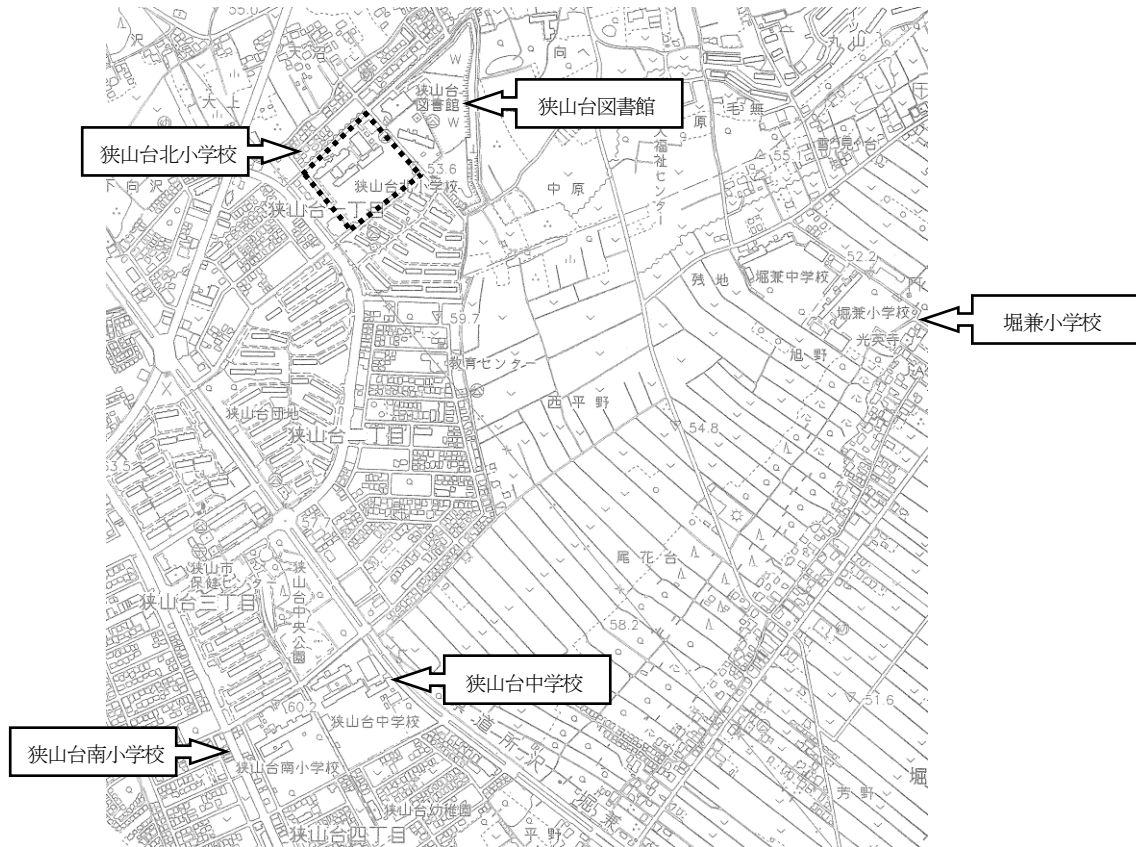
本計画は、狭山台北小学校の跡施設である校舎、体育館、運動場等について、その利用方法、利用主体、改修内容、管理運営方法等を具体的に定めたものであり、計画の具現化にあたっては、総合振興計画実施計画へ位置づけるとともに、関係機関や地域とも十分に連携し、協力を得ながら、取り組んでいくものとします。

第2章 跡施設の概要

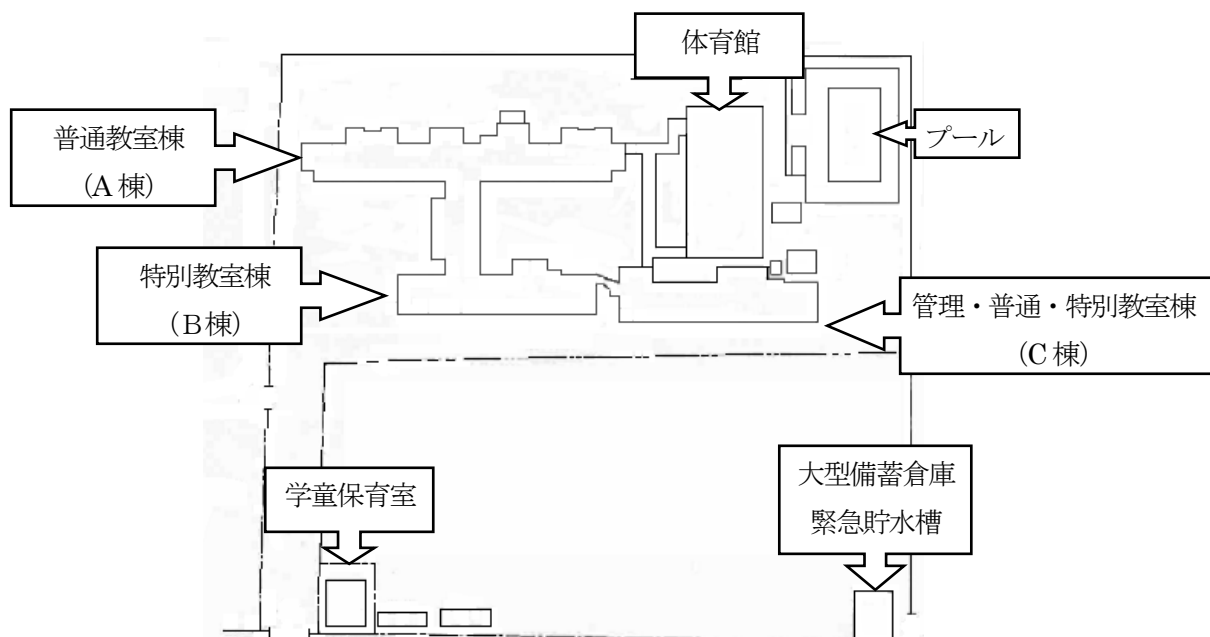
1 施設の所在地等

(1) 施設の所在地

狭山市狭山台1丁目21番地



(2) 施設の配置



(3) 用途地域

第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）




2 施設の種別と規模

種別		構造	面積等		教室数		建築年次
校舎	普通教室棟（A棟）	RC3階	延べ3,155 m ²	計 6,673 m ²	普通教室	23	昭和49年
					特別教室	1	
					その他	5	
	特別教室棟（B棟）	RC2階	延べ1,617 m ²		普通教室	1	昭和49年
					特別教室	4	
					その他	11	
	管理・普通・特別教室棟（C棟）	RC3階	延べ1,901 m ²		普通教室	9	昭和54年
					特別教室	1	
					その他	8	
体育館		S2階	1,024 m ²		—		昭和51年
プール		—	891 m ²		—		昭和51年
学童保育室		LGS1階	99 m ²		—		平成3年
防災施設	大型備蓄倉庫	S1階	160 m ²		—		平成8年
	緊急貯水槽	—	60 m ³		—		平成8年
運動場		—	9,741 m ²		—		—

※敷地面積（全体）23,560m²

※RC：鉄筋コンクリート構造 S：鉄骨構造 LGS：軽量鉄骨構造

なお、本計画においては、校舎の建物3棟について、次のとおり表示することとします。

普通教室棟  A棟
 特別教室棟  B棟
 管理・普通・特別教室棟  C棟

第3章 跡利用の基本方針

跡施設については、当該施設が立地する地域が住居系の用途地域であるため、住環境に配慮するとともに、建築基準法等の関係法令を踏まえて、次の基本方針をもとに、有効利用を図るものとします。

- (1) 校舎について、全市的な視点に立って、行政施策を推進するために必要な施設として利用する。
また、学校は、地域の拠点施設として、地域コミュニティの振興に果たしてきた役割が大きいことから、地域の利用にも供する。
- (2) 体育館及び運動場については、校舎を利用する機関等の共有スペースとして利用するとともに、地域の利用にも供する。
- (3) 校舎、体育館、運動場については、引き続き、災害時の避難場所として利用する。
- (4) 校舎及び体育館を改修するにあたっては、跡利用の内容に沿うとともに、関係法令に基づき、利用者の安全性や利便性の確保に努めるものとするが、現在の教室等の機能を最大限活かすことを基本に、改修は必要最小限に留める。

第4章 跡利用計画

1 跡利用の前提条件

- (1) A棟の一部に設置されている通所型介護予防施設は、現状のまま存置する。
- (2) 現在の狭山台小学校の教室の一部を利用し活動している「工房夢来夢来」の活動場所を、狭山台北小学校の跡施設内に移転する。
- (3) 新狭山地区にある社団法人狭山市シルバー人材センターの事務所を、狭山台北小学校の跡施設内に移転する。
- (4) これからの地域社会を担う人づくりと人を活かす仕組みづくりを目的とする狭山元気大学の施設を、狭山台北小学校の跡施設内に設置する。
- (5) 地域におけるコミュニティ活動やまちづくり活動の場として利用する施設を、狭山台北小学校の跡施設内に設置する。
- (6) 狭山市駅西口地区の新都市機能ゾーン内にある狭山市医師会立狭山准看護学校を、狭山台北小学校の跡施設内に移転する。
- (7) 体育館及び運動場については、地域の公共的団体やスポーツ団体の利用にも供する。

2 跡利用のコンセプトとゾーニング

(1) コンセプト

跡施設については、若者から高齢者まで、様々な世代が集い、様々な学び、交流、活動等を通じて、元気な狭山を発信する拠点としての利用を図ることとし、跡利用施設の全体コンセプトを次のとおりとします。

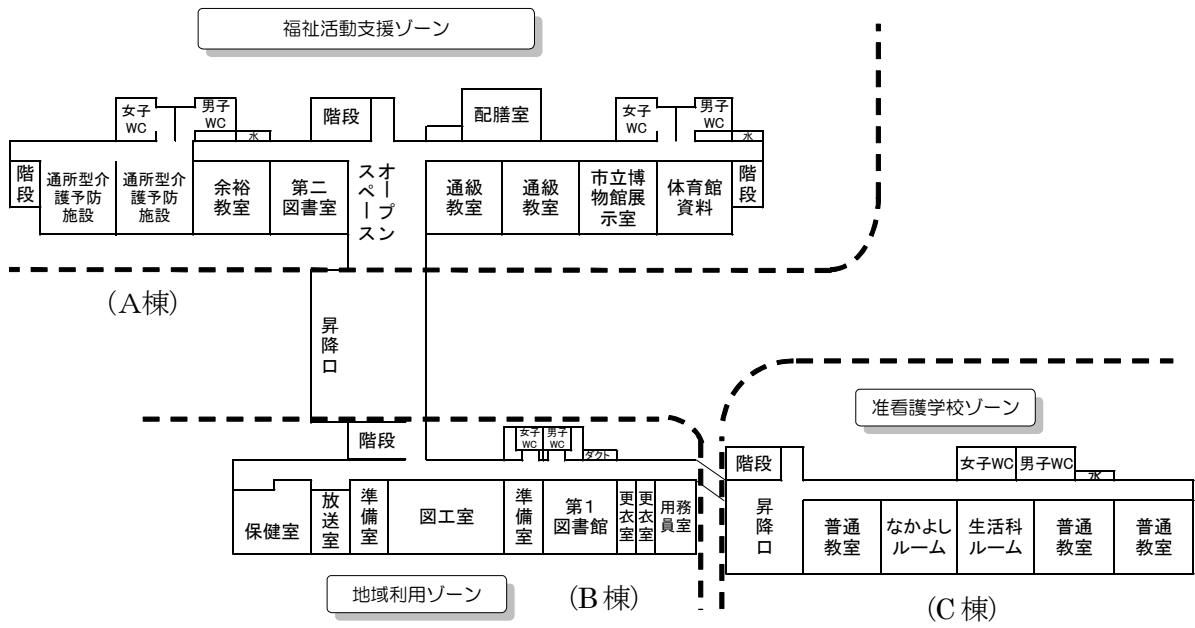
「(仮称) 狭山元気プラザ」

(2) ゾーニング

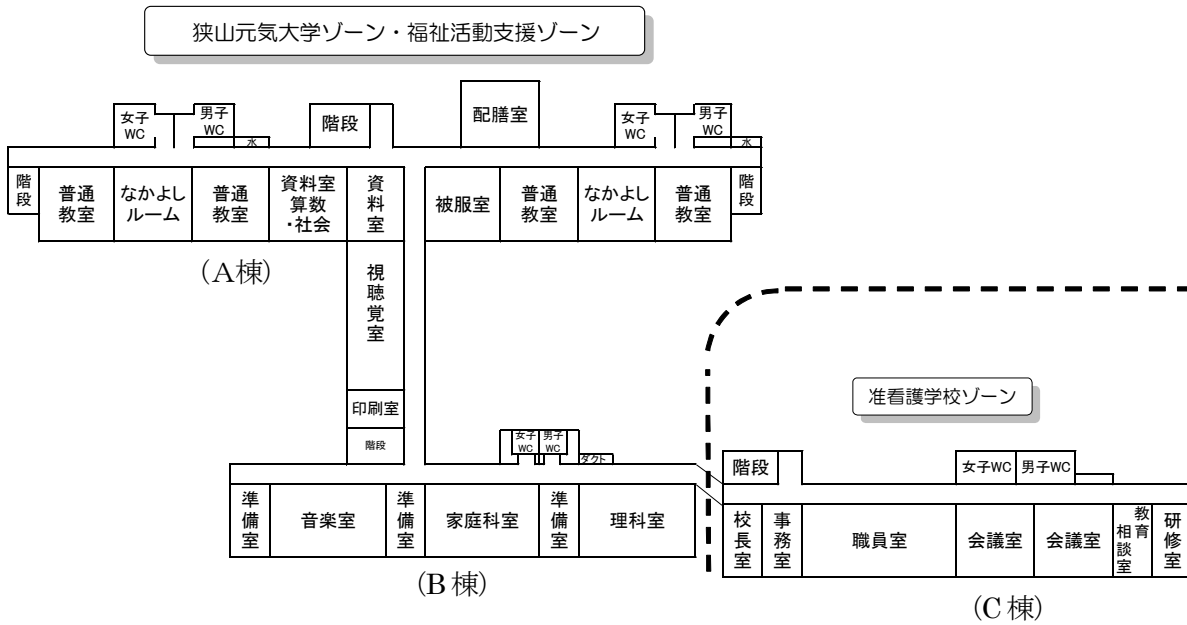
跡利用施設の全体コンセプトを踏まえて、跡施設を次のゾーンに区分します。

- | | | |
|-------------------|---|-----------|
| ① A棟（2・3階）、B棟（2階） | ➡ | 狭山元気大学ゾーン |
| ② A棟（1・2階） | ➡ | 福祉活動支援ゾーン |
| ③ B棟（1階）、学童保育室 | ➡ | 地域利用ゾーン |
| ④ 体育館、運動場 | ➡ | 共通利用ゾーン |
| ⑤ C棟（1～3階） | ➡ | 准看護学校ゾーン |

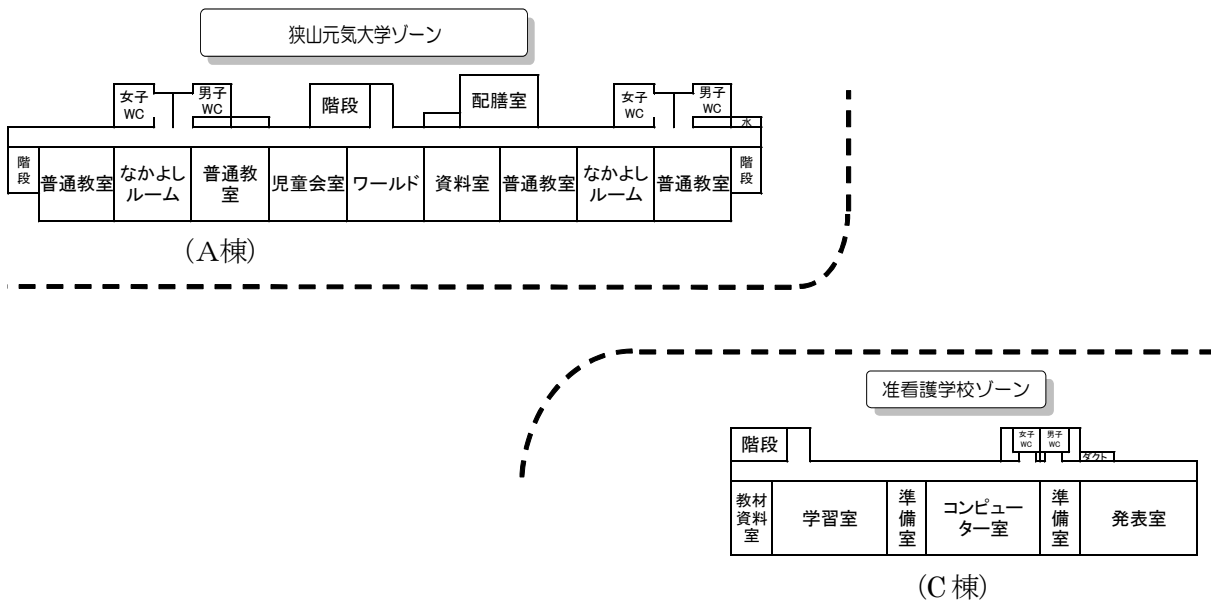
校舎1階



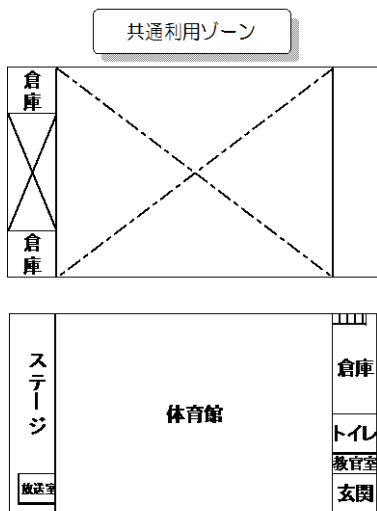
校舎2階



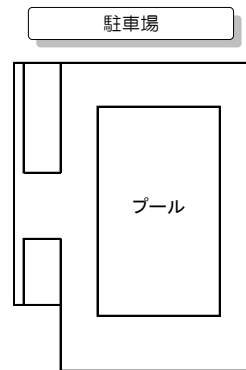
校舎3階



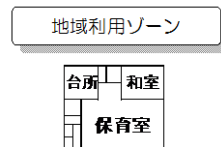
体育館1、2階



プール



学童保育室



3 ゾーン別利用計画

(1) 狭山元気大学ゾーン

ア 目的・機能

本ゾーンは、狭山元気大学の開設理念である、元気な狭山を支える人づくりと人を活かす仕組みづくりを目的とし、具体的には、これからの地域社会を行政と協働して担っていく人材の育成と、人材の育成による学びの成果を地域社会のなかで活かす仕組みづくりを行うために、次の事業を実施します。

- ・ 教育・学習事業

主体的に地域社会に参画し、これを担っていく人材を育成するため、コミュニティビジネスの起業、地域課題や行政課題の解決に主体的に取り組むボランティアの育成、行政等と協働して地域課題や行政課題の解決に取り組むサポーターの育成を内容とする、実学実践を重視した学びを提供します。

- ・ 人材バンク事業

元気大学を修了した者を対象に、修了した学科・コースのみならず、修了生が持つ技能等を含めてデータベース化し、修了生の地域活動への参加をコーディネートすることなどに活用します。

- ・ コーディネート事業

元気大学の修了生が、学びの成果等を活かして、地域社会のなかで活動することができるよう、修了生のニーズと地域のニーズとをつなぐコーディネートを実施します。

- ・ インキュベーション事業

元気大学の修了生が、地域課題等の解決に向けて、主体的にコミュニティビジネスやボランティア活動を立ち上げるにあたり、これを支援します。

- ・ フォローアップ事業

地域社会のなかで活動する修了生に対するフォローアップを実施します。

イ 施設・設備

A棟の2、3階及びB棟の2階の教室（合計3, 338㎡）について、実施する事業に沿って、次の施設や設備を設置します。

- 教育・学習事業

普通教室5室、実習室1室、パソコンルーム1室、相談室1室、調理実習室1室を設置します。

- 人材バンク事業、コーディネート事業
コーディネート室1室を設置します。
- インキュベーション事業
インキュベーション室2室を設置します。
- フォローアップ事業
教育・学習事業の教室や相談室を兼用します。
- その他
コミュニティカフェを1ヶ所設置します。
また、職員室1室、準備室2室、講師控室1室、予備室2室、更衣室2室及び保育室1室
を設置します。

(2) 福祉活動支援ゾーン

① 介護予防スペース

ア 目的・機能

本スペースは、介護保険法を踏まえて、高齢者がいつまでも介護を必要としないで生活していけることを目的とし、具体的には、個々に適したプログラムに基づき、各種の介護予防事業を実施します。

イ 施設・設備

A棟1階の教室2室及びトイレスペース（合計220㎡）を利用し、「元気アップ教室ちゃきちゃき倶楽部」として既に活動しています。

② 高齢者活動支援スペース

ア 目的・機能

本スペースは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律を踏まえて、高齢者が生きがいを持って、充実した生活が送れるよう、高齢者の就労をはじめとする様々な社会参加活動を支援することを目的とし、具体的には、社団法人狭山市シルバー人材センターに管理運営を委託して、同センターが会員への就業機会の提供や余暇活動支援などの事業を実施します。

イ 施設・設備

A棟1、2階の教室6室（合計532㎡）を利用し、事務所1室、研修室3室、活動室1室及びロッカー室1室を設置します。

③ 障害者活動支援スペース

ア 目的・機能

本スペースは、障害者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、障害者の様々

な活動や交流を支援することを目的とし、具体的には、障害者とボランティアで組織する団体「工房夢来夢来」に管理運営を委託して、同団体が障害者の作業訓練等の支援を実施します。

イ 施設・設備

A棟1階の教室3室（合計204㎡）を利用し、活動室3室を設置します。

(3) 地域利用ゾーン

① 地域利用スペース

ア 目的・機能

本ゾーンは、地域のコミュニティの醸成やまちづくり活動の促進を図ることを目的とし、具体的には、狭山台地区センターの分室に位置づけ、地域における様々な活動や交流の場として利用します。

イ 施設・設備

B棟1階の教室（合計766㎡）を利用し、地域交流室1室、まちづくり活動室1室、地域活動室1室、メモリアルルーム1室、事務室1室及び会議室1室を設置します。

② 児童活動支援スペース

ア 目的・機能

本スペースは、児童の様々な活動の支援を目的とし、具体的には、狭山台地区センターの分室に位置づけ、児童の様々な活動の場として利用します。

イ 施設・設備

既存の学童保育室（99㎡）を利用し、活動室を設置します。

(4) 共通利用ゾーン

① 体育館

ア 目的・機能

跡施設を利用する機関及び地域住民を対象に、体育活動や行事の場を提供することを目的し、具体的には、跡施設の利用機関が共同利用するとともに、地域の公共的団体の利用にも供します。

イ 施設・設備

既存の体育館（1,024㎡）を利用し、必要な改修や修繕を行います。

② 運動場

ア 目的・機能

跡施設を利用する機関及び地域住民を対象に、体育活動や行事の場を提供することを目的とし、具体的には、跡施設の利用機関が共同利用するとともに、地域の公共的団体やスポーツ団体の利用にも供します。

イ 施設・設備

既存の運動場（9,741㎡）を利用し、不要な遊具は撤去します。

③ プール

解体のうえ、跡施設を利用する機関の共同駐車場として利用します。

(5) 准看護学校ゾーン

狭山市駅西口地区の新都市機能ゾーン内にある狭山市医師会立狭山准看護学校をC棟に移転します。C棟の具体的な利用方法等については、今後、狭山市医師会と協議することとします。

(6) その他

A棟とB棟の間の昇降口を共通のエントランスとして利用します。

第5章 跡施設の改修計画

1 跡施設の改修計画

(1) 狭山元気大学ゾーン

○ 共通改修

・内装

建築基準法、消防法等を踏まえて、防火扉の設置や壁、天井等の改修を行います。

・建具

建築基準法、消防法等を踏まえて、排煙窓の設置等を行います。

・空調設備

準備室、予備室、更衣室を除き、全室に個別空調設備を設置します。

・電気設備

照明設備の変更、インターホンの設置及びコンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

・職員室

現在の普通教室を1室使用します。また、電話機の設置及びインターネット環境の整備等を行います。なお、講師控室を別に設置します。

・普通教室

現在の普通教室を5室使用します。また、インターネット環境の整備等を行います。

・実習室

現在の理科室を使用します。また、プロジェクター及び可動式スクリーンを設置するとともに、インターネット環境の整備等を行います。

・パソコンルーム

現在の音楽室を使用します。また、インターネット環境の整備等を行います。

・相談室

現在の普通教室を1室使用します。また、インターネット環境の整備等を行います。

・調理実習室

現在の家庭科室を使用します。また、調理台を大人用の調理台に変更するとともに、必要な整備を行います。

・コーディネーター室

現在の普通教室を1室使用します。また、電話機の設置及びインターネット環境の整備等を行います。

・インキュベーション室

現在の普通教室を2室使用します。また、個室として使用できるように、普通教室内を仕切るとともに、インターネット環境の整備等を行います。

・コミュニティカフェ

現在の視聴覚室を使用します。また、カウンター、調理スペース、換気ブース等のコミュニティカフェに適した設備を設置します。

・保育室

現在の普通教室を1室使用します。また、給湯設備、床の改修等、保育に適した仕様に変更します。

(2) 福祉活動支援ゾーン

① 通所型介護予防スペース

・A棟1階の既存の施設を現状のまま使用しますが、建築基準法、消防法等を踏まえて、排煙窓の設置等を行います。

② 高齢者活動支援スペース

○ 共通改修

・内装

建築基準法、消防法等を踏まえて、防火扉の設置や壁、天井等の改修を行います。

・建具

建築基準法、消防法等を踏まえて、排煙窓の設置等を行います。また、教室の引き戸を交換します。

・空調設備

全室に個別空調設備を設置します。

・電気設備

照明設備の変更、インターホンの設置及びコンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

・事務室

普通教室1室を使用します。また、電話機の設置及びインターネット環境の整備等を行います。

・研修室

普通教室3室を使用します。

・活動室

普通教室1室を使用します。

③ 障害者活動支援スペース

○ 共通改修

・内装

建築基準法、消防法等を踏まえて、防火扉、壁、天井等の改修を行います。また、出入り口の段差の解消等、バリアフリー対応とします。

・建具

建築基準法、消防法等を踏まえて、排煙窓の設置等を行います。また、教室の引き戸を交換します。さらに、体育館への出入り口の引き戸を交換するとともに、スロープによる段差の解消等、バリアフリー対応とします。

・空調設備

全室に個別空調設備を設置します。

・電気設備

照明設備の変更、インターホンの設置及びコンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

・活動室

普通教室3室を使用し、各室に物品整理用の棚等を設置します。また、うち1室には、システムキッチン、給湯器、換気扇、洗濯機台を設置します。さらに、うち1室には座敷を設置します。

(3) 地域利用ゾーン

① 地域利用スペース

○ 共通改修

・内装

建築基準法、消防法等を踏まえて、防火扉、壁、天井等の改修を行います。

- ・ 建具
建築基準法、消防法等を踏まえて、排煙窓の設置等を行います。また、教室の引き戸を交換します。
 - ・ 空調設備
物置、メモリアルルームを除き、全室に個別空調設備を設置します。
 - ・ 電気設備
照明設備の変更、インターホンの設置及びコンセントの増設等を行います。
- 個別改修
- ・ 地域交流室
現在の保健室を使用します。床を改修し、流し台等を設置します。
 - ・ まちづくり活動室
現在の図工室を使用します。また、作業台を撤去し、床及び給排水設備等の改修を行います。
 - ・ 地域活動室
現在の準備室・第一図書室を使用します。
 - ・ メモリアルルーム
現在の校務員室を使用します。また、展示設備を設置します。
 - ・ 事務室
現在の放送室を使用します。仕切りを撤去するとともに、インターネット環境の整備等を行います。
 - ・ 会議室
現在の準備室を使用します。
- ② 児童活動支援スペース
- ・ 学童保育室を現状のまま使用します。
- (4) A棟、B棟共有部分
- ① エントランス
- 現在の昇降口を使用します。また、段差の解消、スロープ及び自動ドアの設置等により、バリアフリー対応とします。

② 廊下

現状のまま使用することを基本としますが、建築基準法、消防法等を踏まえて、排煙窓を設置します。また、手すりの設置、段差の解消、点字ブロックの設置等により、バリアフリー対応とします。

③ トイレ

現在の子供用便器を大人用の洋式便器に改修し、併せて、スペースを拡大します。また、各階に障害者用トイレを設置します。

④ 外壁

現状のまま使用することを基本としますが、ひび割れの補修及び洗浄を行います。

⑤ 屋上

防水工事を行います。

(5) 共通利用ゾーン

① 体育館

耐震改修とともに、床及び内装の改修を行います。

② 運動場

一部を駐車場として利用します。

③ プール

解体のうえ、駐車場として利用します。

(6) 准看護学校ゾーン

C棟の改修の具体的な内容等については、今後、狭山市医師会と協議することとします。

2 跡施設の改修経費（A，B棟概算）

項目	金額（単位：千円）
内装工事	119,311
機械設備工事	131,093
電気設備工事	63,525
バリアフリー関係工事	31,185
屋上防水工事	3,119
体育館改修工事	31,185
プール等解体工事	10,395
外構工事	75,075
(工事費計)	464,888
設計委託費	24,550
監理委託費	14,700
合計	504,138

※ 改修経費については、実施設計の結果により変更が生じます。

第6章 跡利用施設の管理運営計画

1 管理運営主体

(1) 狭山元気大学ゾーン

狭山元気大学ゾーンについては、狭山元気大学が管理運営を行います。また、コミュニティカフェについては、NPO 等への委託により管理運営を行います。

(2) 福祉活動支援ゾーン

① 介護予防スペース

介護予防スペースについては、介護予防事業受託者への委託により管理運営を行います。

② 高齢者活動支援スペース

高齢者活動支援スペースは、社団法人狭山市シルバー人材センターへの委託により管理運営を行います。

③ 障害者活動支援スペース

障害者活動支援スペースについては、障害者とボランティアで組織する団体「工房夢来夢来」への委託により管理運営を行います。

(3) 地域利用ゾーン

① 地域利用スペース

地域利用ゾーンについては、狭山台地区センターの分室として位置づけ、狭山台地区センターが管理運営を行います。

② 児童活動支援スペース

児童活動支援スペースについては、狭山台地区センターの分室として位置づけ、狭山台地区センターが管理運営を行います。

(4) 共通利用ゾーン

① 体育館

狭山元気大学が管理運営を行います。

② 運動場

狭山元気大学が管理運営を行います。

③ 駐車場

狭山元気大学が管理運営を行います。

(6) 准看護学校ゾーン

狭山市医師会が管理運営を行います。

ゾーン名		管理運営主体
狭山元気大学ゾーン		狭山元気大学
福祉活動 支援 ゾーン	介護予防スペース	介護予防事業受託者
	高齢者活動支援スペース	社団法人 狭山市シルバー人材センター
	障害者活動支援スペース	工房夢来夢来
地域利用 ゾーン	地域利用スペース	狭山台地区センター
	児童活動支援スペース	狭山台地区センター
共通利用ゾーン		狭山元気大学
准看護学校ゾーン		狭山市医師会

2 管理運営方法

跡利用施設の管理運営については、各ゾーン及び各スペースごとにそれぞれの管理運営主体が行い、管理運営経費についてもそれぞれが負担することとします。

これに関して、利用機関相互の連絡調整を行うため、利用機関で組織する（仮称）狭山元気プラザ運営委員会（事務局：狭山元気大学）を設置することとし、建物の保守管理等の各ゾーンに共通する業務については、経費の負担を含めて同委員会が一括して行うこととします。

第7章 今後の進め方

跡利用（C棟を除く）に向けての今後のスケジュールは、次のとおりです。

	21年度		22年度				23年度				24年度				
	下半期		上半期		下半期		上半期		下半期		上半期		下半期		
計画	跡利用計画作成										利用開始				
建築審査会							建築審査会審査								
改修工事							改修設計		改修工事						

※ 准看護学校として利用するC棟の利用に向けてのスケジュールは、今後、狭山市医師会と協議することとします。